

島根大学汽水域研究センター規則

(平成16年島大規則第134号)

(平成16年4月1日制定)

[平成18年3月22日一部改正]

[平成18年12月19日一部改正]

[平成20年2月26日一部改正]

[平成21年3月17日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学汽水域研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、汽水域の自然・人文・社会環境の研究等、汽水域に関する総合的、かつ、学際的な研究を推進し、島根大学（以下「本学」という。）の教育研究活動及び学術交流の活性化を図るとともに、その研究成果を公表することにより、地域社会の発展及び国際学術交流の振興に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 汽水域についての調査及び研究に関すること。
- 二 汽水域についての共同研究及び受託研究に関すること。
- 三 汽水域についての国際共同研究に関すること。
- 四 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- 五 諸機関との学術交流及び情報交換に関すること。
- 六 その他センターの目的を達成するために必要なこと。

(部門)

第4条 センターの業務を円滑に実施するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 汽水域環境変動解析部門
- 二 汽水域生態系研究部門
- 三 汽水域資源解析部門
- 四 汽水域保全再生研究部門

(分室)

第5条 センターに教育及び研究を効率的に実施するため、中海分室（以下「分室」という。）を置く。

2 分室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 教授及び准教授
- 四 客員教授及び客員准教授

五 その他の職員

2 センターに、兼任教員を置くことができる。

3 センターに、客員研究員及び協力研究員を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長の選考は、本学の専任教授のうちから、第12条に規定する島根大学汽水域研究センター管理運営委員会の発議に基づき、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第8条 副センター長の選考は、センター専任教員のうちから、第12条に規定する島根大学汽水域研究センター管理運営委員会の推薦に基づき、学長が行う。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 副センター長は、センター長を補佐し、センターの業務を整理する。

(教員の選考)

第9条 教員の選考は、第12条に規定する島根大学汽水域研究センター管理運営委員会の発議に基づき、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

2 客員教授及び客員准教授の選考は、島根大学客員教授及び客員准教授選考規則（平成16年島大規則第137号）の定めるところによる。

(兼任教員)

第10条 兼任教員は、各部門の専任教員と連携を図り研究を行うものとする。

2 兼任教員に関し必要な事項は、別に定める。

(客員研究員及び協力研究員)

第11条 客員研究員及び協力研究員は、センターの研究計画に基づき、研究に従事するものとする。

2 客員研究員及び協力研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運営委員会)

第12条 センターに関する基本的事項を審議するため、島根大学汽水域研究センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

2 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究推進協議会)

第13条 センターに、センターの研究を推進するため、島根大学汽水域研究センター研究推進協議会（以下「研究推進協議会」という。）を置く。

2 研究推進協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第14条 センターの事務は、学術国際部研究協力課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第6条第1項第3号の規定にかかわらず、センターに講師及び助教を置くことができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。